



令和8年5月28日

各 位

会 社 名 木村化工機株式会社  
代表者名 代表取締役取締役会長兼取締役社長  
小林 康眞  
(コード番号 6378 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理部門長 藤井 克祐  
(TEL. 06-6488-2501)

## 大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の導入を決議し、同年6月29日開催の当社第59期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て継続いたしました。その後、当社は、買収防衛策の有効期間満了ごとに所要の修正を加えつつ定時株主総会において株主の皆様のご承認を得てこれを継続し、現在、令和5年6月23日開催の第76期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続しております。

現対応方針の有効期間は、令和8年6月26日開催予定の当社第79期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであり、当社は、法令改正、経済・社会の情勢変化、買収への対応方針を巡る近時の動向等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、令和8年5月28日開催の当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役11名全員の賛成により、現対応方針について所要の修正を加え、「大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます。）として継続すること（以下「本対応方針の継続」といいます。）についての議案を本定時株主総会に提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針の継続に際しましては、近時の対抗措置発動に関する裁判例等も踏まえ、「大規模買付行為」および「大規模買付者」の定義の見直しならびに大規模買付者に情報提供を要求する事項の具体例の追加等を行うとともに、令和7年に第14次中期経営計画を策定したことに伴う所要の修正を行い、下記の「II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み」の記載内容について改定しております。

なお、本日現在、当社が大規模買付行為に関する提案等を受けている事実はありません。また、令和8年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙(4)のとおりであります。

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グルー

プの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①創業以来100年を超える豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、②わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名・グローバル企業等を取引先とする顧客・営業基盤、③開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が損なわれる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか等、買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様は短期間のうちに適切にご判断いただくためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有をご検討いただくうえで重要な判断材料となると考えます。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、本対応方針において買付者に対して提供を求めている情報と比較して公開買付届出書ないし公開買付説明書に記載を義務付けられる事項は限定されています。また、当社取締役会が意見表明報告書において買付者に対する質問を付記することは認められているものの、十分な回答が得られない可能性もあります。しかも、買付者が設定する公開買付期間によっては、十分な検討時間が確保されず、当社取締役会が十分な対案を提示し、独立委員会による、客観的な立場からの意見を得る余裕もないことも想定されるのであって、結果的に、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、株主の皆様がその賛否の判断を迫られる場合があることも否定できません。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様のご判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（詳細については、III 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、取締役会または株主意思確認総会（対抗措置発動の可否等について株主の皆様のご意思を確認するための株主総会もしくはこれに準じる株主の集会をいいます。以下同じです。）による対抗措置の発動・不発動の決議がなされた後にのみ、当該買付行為が開始される必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細については、III 4. (1) のイ. ないしト. をご参照ください。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業理念等および企業価値の源泉

#### (1) 企業理念等

当社は、大正13年(1924年)に鉛工事請負および硬鉛製機器製造を行う「木村鉛工所」として創立され、次の社是・企業理念のもとに技術および営業の基盤を拡充し、わが国の多様化・高度化した近代化学工業の発展とともに、化学機械装置、原子力を含むエネルギー・環境関連機器の開発・設計・製造を業とする総合プラントエンジニアリング会社としての地位を確立してまいりました。

＜社 是＞ 努力 調和 忍耐

＜企業理念＞ 価値ある技術・製品・サービスを提供することによって  
顧客の期待とニーズに応え、  
健全な企業活動を通じて社会の発展に貢献する。

また、以下の行動指針を当社グループの全役員および従業員が実践することで、企業価値の向上に努めております。

「顧客第一」(私たちは、常に世界の市場を見つめ、たゆまぬ技術革新のもとに、顧客のニーズに応えます)

「人間尊重」(私たちは、人間を基本とし、努力・調和・忍耐の精神のもとに、すべての人々とともに成長します)

「変革への挑戦」(私たちは、自由闊達な社風を築き、常に進取の精神と果敢な行動力を持って、改善・改革に挑戦し続けます)

「法の遵守」(私たちは、企業活動の全てにおいても、一人の人間としても、法を遵守します)

#### (2) 当社の企業価値の源泉について

当社の業歴は、創業時代の鉛工事請負および硬鉛製機器製造に始まりますが、この鉛化工技術はレーヨン生成に必要なものであり、当社は当時の化繊業界のレーヨン関係設備の90%以上を手掛けておりました。

その後、当社は紡織機器に鉛化工を行うだけでなく、各種機器の製缶を手掛け、またレーヨン生成に必要な希硫酸を再濃縮、再利用する仕組みとして蒸留・蒸発装置等の化学機械装置を開発し、製品化したしました。

さらに、当社は蒸留・蒸発技術を発展させ、濃縮、濾過、乾燥、吸着、廃液処理等、様々な化学プラントの生産プロセス分野で不可欠な技術を開発し、かかる当社の技術は繊維だけでなく、化学、食品等広範囲の分野において採用されました。当社は引き続き技術高度化、省エネルギー化、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでおり、近年は、液晶、半導体、医薬品、医療機器といった先端分野でも当社の技術が活用されております。

また、当社の技術は、一般財団法人省エネルギーセンターが主催する平成29年度省エネ大賞の省エネ事例部門にて経済産業大臣賞を受賞、また、平成30年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰において対策技術先進導入部門での受賞、さらに、令和7年度省エネ大賞の製品・ビジネスモデル部門にて2度目の経済産業大臣賞を受賞する等、広く認知・評価されております。

エネルギー・環境分野の原子力関連機器におきましては、鉛が放射線遮蔽に有効であることから、昭和32年の日本最初の原子炉である国立研究炉第一号運転開始に向け、鉛煉瓦、鉛容器等の製作に着手し、原子力関連事業に参入いたしました。

その後、当社創業以来の鉛技術、樹脂加工草創期からの樹脂技術を応用した使用済核燃料や放射性物質の各種遮蔽設備、ホットセル、使用済核燃料輸送容器、長年蓄積され

てきた化学プラント技術を生かした原子力発電所等の液体・気体・固体廃棄物処理設備および再処理工場用各種設備等を製品化してまいりました。

さらに原子力分野における豊富な経験と実績を進化させて結実した核燃料サイクルの製造施設に不可欠なウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）粉末系設備の製造に注力しており、これは他社の追随を許さない技術です。原子力に関連する製造業は「国の安全」に係る業種として外国投資家による対内直接投資等において事前届出が課されているように、原子力関連機器の基本的特質として、きわめて高度な機密性と安全性が要求されることから、機密保持と安全確保を第一に技術開発・品質管理を推進しております。

このように、当社は創業以来100年を超える豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤により、わが国経済の発展に資する基幹産業、成長・先端分野、高付加価値化、省エネルギー化、CO<sub>2</sub>排出量の削減等に貢献しております。

創業以来、当社は一品一様の受注生産がほとんどであり、一貫して、顧客のニーズを確実に反映した設計、製造、据付、試運転、メンテナンスを行っており、創業時代からの顧客である繊維産業をはじめ、食品、薬品、化学工業、半導体、液晶、医療機器等の多岐にわたる分野において、それらの著名なリーディング企業の多くに当社の品質・技術を評価・信頼していただき、総合プラントエンジニアリング会社として強固な顧客・営業基盤を有しております。

また、上記の技術・開発基盤、顧客・営業基盤を支える組織的対応として、機能別に化学機械装置の設計・製作・据付工事を行うエンジニアリング事業部、化学機械装置の現地工事および各種プラントのメンテナンス業務を行う化工機事業部、原子力を含むエネルギー・環境関連機器の設計・製作・設置工事を行うエネルギー・環境事業部の3事業部を設置し、全国展開しております。

さらに、当社は、品質管理委員会を設け、製品・サービスの品質強化の活動をしているほか、総合開発委員会を設置し、新技術・新製品開発のために活動しております。

以上のとおり、当社の企業価値の源泉は、

- ①創業以来100年を超える豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤
- ②わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名・グローバル企業等を取引先とする顧客・営業基盤
- ③開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤

の発展・拡大にあると考えております。

当社は、上記の三つの基盤について、引き続き改善強化を推進し、中長期的視点に立った企業価値の最大化への取組みに邁進する所存であります。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次のとおり規定しております。

- i. 当社の企業価値の源泉である開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のある総合プラントエンジニアリング会社を目指す。
- ii. 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さない Only

One 企業を目指す。

この基本方針に基づく、重点課題は以下のとおりであります。

- ①既存各営業品目に関し、営業活動および体制強化の推進
- ②成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発
- ③技術革新と独自製品開発
- ④コストダウンとミス・クレームの撲滅
- ⑤品質、納期、安全の維持・向上

また、重点課題を踏まえ策定した令和7年度から令和9年度までの第14次中期経営計画の概要は以下のとおりであり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

➤ スローガン

「地球と未来を考える。一丸となって目指そう3・3・4！」

➤ 数値目標

最終年度である令和9年度において、売上高300億円、経常利益30億円の確保を目指すとともに、従業員400名以上の維持および増員に取り組んでまいります

➤ 目標達成に向けた取組み

引き続き健全な企業活動を堅持したうえで、将来的な脱炭素社会に向けて当社が重要な経営課題として特定したマテリアリティ（重要課題）である「脱炭素社会への貢献」「品質マネジメントの深化」「人的資本の強化」「強固な経営基盤の構築」に取り組んでまいります

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。その一環として平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会において、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

なお、当社の監査・監督機能は以下のとおりとなっております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む11名の取締役によって構成しております。社外取締役は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスを強化充実し、業務執行の監督機能の強化を図るために1名を選任して以来、平成27年6月26日開催の定時株主総会において2名体制とし、さらに、平成28年6月24日開催の定時株主総会では監査等委員会設置会社に移行する等、その充実化を図るとともに、経営陣から独立した立場で取締役の業務執行を監督しております。

なお、当社は平成18年の買収防衛策導入時より、取締役の任期はその経営責任を明確化するために1年としており、監査等委員会設置会社への移行後も引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であります。

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名および監査等委員である社外取締役2名によって構成しております。監査等委員である取締役は、法令および財務・会計等に関して専門的知見を有し、違法性監査に止まらず、客観的・中立的立場から経営課題全般に亘って妥当性に関する助言・提言を行い、経営監視機能を果たしております。さらに、監査等委員である取締役は、取締役の法令または定款違反等について監査・監督する他、必要に応じて、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等を求めるほか、定期的に会計監査人と情報・意見交換を行い、また、業務監査室と緊密な連携をとっております。

なお、当社は、コンプライアンス経営を強化し、財務報告の適正性と監査等委員会に

よる監査の客観性・中立性を確保するため、社外取締役2名を東京証券取引所の定めにより独立役員として同取引所に届け出ております。

また、当社は、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしております。

これらのコーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組みは、2. で述べた企業価値向上のための取組みを推進し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる基盤となるものと考えます。従って、かかる取組みは、いずれも会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

### III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、I で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または③上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立するあらゆる行為(注5)であって、(ii) 当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような行為(①から③のいずれにおいてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、①および②の買付行為については、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、①から③までのいずれかに該当する行為を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合および遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

注1：特定株主グループとは、次の(i)ないし(iii)に該当するものをいいます。

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず金融商品取引所市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)
- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関連者((イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、または(ハ)これらの者が実質的に支配しもしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取

締役会が合理的に認めた者（かかる者に該当するか否かの判定方法については、後記注4をご参照ください。）を併せた者をいいます。）

注2：議決権割合とは、次の(i)または(ii)に該当するものをいいます。

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の者またはその関連者の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の者またはその関連者の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

なお、かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者または共同保有者、および(ロ)当初株主または上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者または特別関係者とみなします（以下同じとします）。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等についての買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。

なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## 1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、取締役会または株主意思確認総会による対抗措置の発動・不発動の決議がなされた後にのみ、当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、必要に応じてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し、必要に応じて開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や、当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合および遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によ

って大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することといたしました。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを制度上防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および社外有識者（注6）の中から選任します。独立委員会の概要は別紙(2)のとおりです。また、本対応方針の継続時に就任が予定される独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙(3)に記載のとおりです。

本対応方針においては、III 4. (1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、III 4. (2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがある、という形で、対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

なお、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（III 4. (1)をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（III 4. (2)をご参照ください。）、対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（III 4. をご参照ください。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。

なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注6：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、当社が属する業界関係事項について専門的・学術的知識を有する者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

## 3. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が、①事前に当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過し、取締役会または株主意思確認総会による対抗措置の発動・不発動の決議がなされた後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というもので、具体的には次のとおりです。

### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。

### (2) 情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および

当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、III 3. (1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付または送付します。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびそれらの関連者（注1の(i)から(iii)記載の者をいいます。）、大規模買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）、ならびに役員の氏名、略歴、過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等に関する情報を含みます。また、既に当社の株主である場合はその株主の所属する株主グループのすべての株主名も提供していただきます。）
- ②大規模買付行為の目的、内容および方法（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、調達方法、関連する取引の内容、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）、ならびに役員の氏名、略歴、過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ④大規模買付行為に関する第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の詳細（具体的名称、住所、資本構成、出資割合、財務内容、過去の当該買付等と同種の取引の詳細とその結果を含みます。また、当該第三者が既に当社の株主である場合はその株主の所属する株主グループのすべての株主名も提供していただきます。）
- ⑤当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補の氏名、略歴（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑥当社グループの株主（大規模買付者を除きます。）、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供された情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様のご判断または当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報につき、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動・不発動の勧告または株主意思確認総会開催の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動・不発動または株主意思確認総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに開示します。

### (4) 当社取締役会による決議、および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動または株主意思確認総会の招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置発動の勧告を行い当該対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会の開催を要請する場合、または②当社取締役会が対抗措置を発動すべきと考える場合であって、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、株主の皆様当該対抗措置発動の可否についてお諮りすべきと判断した場合には、株主意思確認総会招集の決議を行った日より最長60日間以内に株主意思確認総会を開催することとします（注7）。

当社取締役会において、株主意思確認総会招集および基準日を定める決議をした場合には、取締役会評価期間はその日をもって終了することとします。株主意思確認総会において対抗措置発動の可否につき決議された場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議（注8）に従うものとします。

ただし、上記①のとおり独立委員会が対抗措置発動の勧告を行い当該対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会の開催を要請する場合であっても、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案し実務的に株主意思確認総会の開催が不可能な場合等、合理的理由により株主意思確認総会が開催されない場合には、当社取締役会は、その余の独立委員会の勧告があればこれを最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間を経て当社取締役会または株主意思確認総会が対抗措置の発動・不発動の決議をした後のみ開始されるものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為が撤回された場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止その他の決定を行うことができるものとします。

当然のことながら、当社取締役会は、大規模買付行為の提案が、III 4. (1) のイ. ないしト. に定める類型に該当しないと判断した場合は、III 3. (3) の取締役会による評価期間の満了にかかわらず、不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が対抗措置の発動・不発動等に関する決議を行った場合、株主意思確認総会招集の決議を行った場合、上記対抗措置の中止その他の決議を行った場合、または当該株主意思確認総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適時適切な開示を行います。

注7：会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含まれます。また、株主意思確認総会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

注8：株主意思確認総会においては、原則として会社法上の普通決議をもって株主の皆様意思を確認することとしますが、大規模買付行為の目的、方法および内容ならびに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者（以下「大規模買付者等特別利害関係者」といいます。）を、議決権を行使することができる株主から除外して取り扱うことがあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすことに務めるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。具体的には、以下のイ. ないしト. の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断するものとし、また、株主の皆様のご意思を確認するため、必要に応じて株主意思確認総会を開催いたします（株主意思確認総会を開催する場合とその手続きについては、III 3. (4) をご参照ください。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ハ. 大規模買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ニ. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合
- ホ. 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの取引先、顧客、従業員等との関係または当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ヘ. 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ト. その他 イ. ないしヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙(1)に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合を一定割合以上とすること等を目的とする特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。当該選択に当たり、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重します。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回ま

たは変更を行う等、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

①当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の効力発生日以後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会決議または株主意思確認総会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が当社において新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の継続手続き

本対応方針の継続は、本定時株主総会において、当社定款第39条に基づき、本対応方針の継続についての議案に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

## 7. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における決議の時から、本定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもつ

て本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかにお知らせします。

#### 8. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、令和8年5月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### **IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由**

#### (1) 本対応方針が買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が令和5年8月31日付けで発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も踏まえたものとなっております。

#### (2) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置ならびに株主および投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会による評価期間が経過し、かつ取締役会または株主意思確認総会が対抗措置発動・不発動について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対しては、当社取締役会が企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、かかる大規模買付者に対して、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(3) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

I で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、および代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであると考えます。さらに、本対応方針の発効に際しては当社株主の皆様のご意思を確認させていただくこと、その後の継続も当社株主の皆様の承認を条件としていること、および当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(4) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、本対応方針は、当社の株主総会における本対応方針を廃止する旨の決議によるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、いつでも廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針は、当社取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収への対応方針の発動を阻止できないデッドハンド型の買収への対応方針ではありません。また、当社取締役の過半数を占める、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、監査等委員である取締役以外の取締役の交代を一度に行うことができず、買収への対応方針の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型の買収への対応方針でもありません。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における、当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合を20%以上とすること等を目的とする特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使に当たり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、本8.のとおり、当社による、当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1か月間から3か月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期

間とする。

なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

#### 8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定株主グループに属する者および取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定に当たり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③当社は、本6. に定める新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を付すことがある。

なお、本6. に定める新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、その取得の対価として金銭を交付することは予定していない。

なお、取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 独立委員会の概要

## 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、当社が属する業界関係事項について専門的・学術的知識を有する者、またはこれらに準ずる者の中で、3名以上で構成される。本対応方針継続時に就任が予定される構成員は、荒川 雄次氏、嶋野 修司氏、濱田 隆祐氏、丸橋 常弘氏および山下 直紀氏の5名とする。

## 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役である独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

## 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 5. 決議事項その他

独立委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。

なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為に該当するか否かの決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報およびその回答期限の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの決定

- ⑦対抗措置発動の可否につき株主意思確認総会に諮るべきか否かの決定
- ⑧大規模買付者等特別利害関係者に該当する者の決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

荒川 雄次（あらかわ ゆうじ）

【略 歴】

昭和39年8月生

平成9年4月 弁護士登録 曾我乙彦法律事務所入所

平成20年11月 荒川雄次法律事務所開設

現在に至る

荒川 雄次氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

嶋野 修司（しまの しゅうじ）

【略 歴】

昭和50年8月生

平成19年1月 弁護士登録

色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）入所

平成28年1月 同事務所パートナー

令和4年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任

現在に至る

嶋野 修司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

濱田 隆祐（はまだ りゅうすけ）

【略 歴】

昭和48年1月生

平成10年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所

平成14年4月 公認会計士登録

平成24年8月 税理士登録

平成24年9月 濱田会計事務所（現はまだ税理士法人）所長

令和7年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任

現在に至る

濱田 隆祐氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

丸橋 常弘 (まるはし つねひろ)

【略 歴】

昭和28年12月生

昭和47年4月 兵庫県警察 入庁

平成25年4月 兵庫県企業防衛対策協議会事務局長

令和4年4月 同会顧問

令和5年4月 公益財団法人暴力追放兵庫県民センター講師  
現在に至る

丸橋 常弘氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合、当社の監査等委員である社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

山下 直紀 (やました なおき)

【略 歴】

昭和46年12月生

平成8年10月 中央監査法人 (Pwc Japan 有限責任監査法人) 入所

平成13年4月 公認会計士登録

平成19年8月 三菱商事株式会社 入社

平成23年11月 税理士登録

平成23年12月 山下公認会計士・税理士事務所 開設

平成25年10月 国立大学法人滋賀大学、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院、大阪経済大学 非常勤講師  
現在に至る

山下 直紀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 当社の大株主の状況

令和８年３月３１日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,437	6.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,283	6.22
木村化工機関連グループ持株会	1,189	5.77
株式会社奥村組	969	4.70
キムラ従業員持株会	964	4.68
小林康眞	617	2.99
日本生命保険相互会社	613	2.97
三井住友信託銀行株式会社	600	2.91
木村孝吉	418	2.03
ニプロ株式会社	400	1.94

(注) 表示単位未満を切り捨てて表記しております。

持株比率は、自己株式（100株）を控除して計算しております。

以 上